

國津罪止生膚斷死膚斷○中昆蟲乃災

〔東雅蟲多〕蠅中略凡そ蟲の名にハといひ、蜂をハチといひ、飛蟻をハアリといふが如き是也。

〔倭名類聚抄蟲多〕夏蟲。

莊子云夏蟲俗云豆無之不可以語冰。

〔箋注倭名類聚抄蟲名〕仁德紀歌、那菟務始能警務始、謂飛蛾古今集戀一、後撰集伊勢歌皆同、古今集戀二、古今六帖、友則、躬恒、深養父歌、及枕草子所載、謂螢火後拾遺集夏歌所詠、有謂燈蛾、有謂螢火、又有謂蟬爲夏虫者、所引秋水篇文、

〔八雲御抄三下〕夏虫は總名也、火にいるをも云、後撰になつむしのことよりほかになども云り、又螢を夏むしといふ、つねの事なり。

〔藻鹽草十二〕夏虫夏虫は總名也、又は火に入をも云、飛蛾と云は是也、又云、夏虫と云は四色也、火取虫、螢、蟬、蚊也と云々、何も歌のやうによるべきか、又夏のむしとの字ありても、夏虫の聲よりほかに、是は火取虫也。なつ虫の身をいたづらに、是は火取虫もしかおもひにもゆる、夏虫燈をけつ、夏虫ひとりむし、

〔源平盛衰記八〕法皇三井灌頂事

常ノ御詠吟ニ、智者ハ林ノ鹿鳴テ入山、愚人ハ夏ノ蟲飛デ火ニ焼トゾナガメサセ給ケル、此ハ止觀行者、四種三昧ノ大意ヲ釋シケル絶句トカヤ、

〔日本書紀仁德〕二十二年正月、天皇語皇后曰、納八田、皇后將爲妃、時皇后不聽、爰天皇歌以乞皇后、中略

皇后答歌曰、○中那菟務始能警務始能虛呂望、赴多弊耆氏箇區瀨夜儂利破阿珥豫區望阿羅儒、二十五和歌

〔釋日本紀二十五〕火虫衣謂火取虫也、

〔萬葉集九雜歌〕詠勝鹿真間娘子歌一首并短歌

勝牡鹿乃眞間乃手兒奈我中略望月之、滿有面輪、如花咲而立、有者夏蟲、乃入火之、如水門入爾船、已具如久歸香具禮人乃言時、下